



宮 崎 県 公 報

平成25年9月9日(月曜日) 第 2521 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

○民有林の保安林の指定(3件)……………(自然環境課) 1

公 告

○大規模小売店舗の新設に関する届出……………(商工政策課) 1

頁

○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し……………(管理課) 2

○開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) 3

○入札公告…………… 3

○落札者等の公告…………… 4

監査委員公告

○監査結果に基づき講じた措置の公表…………… 4

告 示

宮崎県告示第 521号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成25年9月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 民有林の保安林の所在場所 日南市大字富士大荷田2966-1 (次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 522号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成25年9月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 民有林の保安林の所在場所 串間市大字本城字無位ヶ谷2691から2693まで、2695から2700まで、字権代2702から2713まで、2714-1、2714-2、2715-3、2715-イ、2716から2725まで、字華籠ノ口2751-イ、2751-ロ、大字市木字山ノ口2986-1、2986-4、2986-8、2986-13、2986-15、2986-51

2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 523号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成25年9月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 民有林の保安林の所在場所 北諸県郡三股町大字長田字堂ノ下 291-17、291-31から 291-33まで

2 指定の目的 干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに三股町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日

から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成25年 9 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) スポーツデポ都城都北店
都城市都北町5740番 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
オリックス株式会社 代表執行役 井上亮
東京都港区浜松町二丁目 4 番 1 号
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社アルペン 代表取締役 水野泰三
愛知県名古屋市中区丸の内二丁目 9 番40号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成26年 4 月28日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,285㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物北西側及び南西側 133台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物西側 30台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物南西側 65㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物南側 15.86㎡
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後 9 時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 9 時30分から午後 9 時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
5箇所 建物敷地北西側、南西側及び北東側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時から午後10時まで
- 8 届出年月日
平成25年 8 月27日
- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - (2) 期間
平成25年 9 月 9 日から平成26年 1 月 9 日まで
- 10 意見書の提出先及び期間
 - (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
 - (2) 期間
平成25年 9 月 9 日から平成26年 1 月 9 日まで
- 11 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成25年 9 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-23)第4567号	鍋倉設備工業(株)	鍋倉 智仁	宮崎県日南市大字殿所字前田81-1	一般	土木工事業、水道施設工事業	平成25年 7 月 8 日付けで廃業した旨の届	平成25年 7 月 8 日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-23)第 629号	(株)大和組	中原 康憲	宮崎県北諸県郡三股町大字樺山3168-4	一般	管工事業	平成25年 7 月 25日 "	平成25年 7 月 25日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-25)第7199号	(有)輝工務店	後藤 公一	宮崎県東諸県郡国富町大字須志田394	一般	土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、水道施設工事業	平成25年 7 月 17日 "	平成25年 7 月 17日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-23)第 12291号	(株)ナカノ	中野 義弘	宮崎県小林市大字細野3855-1	一般	管工事業	平成25年 7 月 19日 "	平成25年 7 月 19日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-24)第7519号	(株)宮崎ガスサービスショップ	達富 修	宮崎県延岡市大瀬町1-9-8	一般	機械器具設置工事業	平成25年 7 月 1 日 "	平成25年 7 月 1 日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-23)第 12944号	(有)大宮ハウジング	安藤 正史	宮崎県宮崎市下北方町牟田1193-1	一般	建築工事業	平成25年 7 月 22日 "	平成25年 7 月 22日 (全廃業)

宮崎県知事許可 (般-21)第 12013号	住吉石材センター	松田 慎二郎	宮崎県宮崎市大工 2 - 102-3	一般	建築工事業、石工事業	平成25年7月31日 "	平成25年7月31日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-21)第6658号	(有)迫間林建土木	迫間 光義	宮崎県都城市高崎町前田3451	一般	土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業	平成25年7月31日 "	平成25年7月31日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-22)第8810号	(有)児玉工務店	児玉 利晴	宮崎県東諸県郡綾町大字北俣4562-6	一般	土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、内装仕上工事業、水道施設工事業	平成25年7月3日 "	平成25年7月3日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-23)第9547号	(有)アーネスホーム	藤田 優雄	宮崎県児湯郡高鍋町大字高鍋町 869	一般	建築工事業	平成25年7月12日 "	平成25年7月12日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-20)第 10936号	岩原建装	岩原 末吉	宮崎県日向市大字平岩6449-33	一般	建具工事業	平成25年7月5日 "	平成25年7月5日 (全廃業)

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

平成25年9月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称
北諸県郡三股町蓼池3619番14	小林市細野61-17 コゾノコーポレーション株式会社

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成25年9月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 競争入札に付する事項

- 借入物品及び数量 宮崎県住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等機器 一式
- 借入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- 業務名 宮崎県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理支援に関する業務
- 業務内容 入札説明書及び仕様書による。
- 納入期限 平成26年1月1日
- 契約期間 平成26年1月1日から平成30年12月31日まで(60月)
- 納入場所 入札説明書による。
- 入札方法 (1)の借入物品及び(3)の業務について入札を実施する。入札金額は、賃借料一月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額及び運用管理支援一月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の 5 に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り

捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年宮崎県条例第81号)第 2 条第 1 項第 1 号及び第 4 号の規定による契約であり、県は、上記 1 の(6)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

- 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格要件

- この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 平成25年宮崎県告示第 124号に規定する資格を有する者で、業種がサービス(役務の提供)に関する業種で、営業種目が賃貸業務でかつ種目が電算機器であること又は営業種目が電算業務でかつ種目が電算処理(システム開発を含む。)、データエントリー及びその他のものであること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。

エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

オ 宮崎県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理支援について必要な知識を有している者であること。

- 入札に参加しようとする者は、(1)イからオまでの資格要件を

満たすことを証明する書類を下記アからウまでにより提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

ア 提出場所 宮崎県総務部市町村課行政担当

イ 提出期限 平成25年10月15日午後5時

ウ 提出方法 持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県総務部市町村課行政担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7116

(2) 期間 平成25年9月9日から平成25年10月21日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

5 入札説明書及び仕様書の交付場所及び期間

(1) 場所 宮崎県総務部市町村課行政担当

(2) 期間 平成25年9月9日から平成25年10月15日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

6 入札説明会

入札説明会は実施しない。ただし、本件入札に関する質問については平成25年10月15日午後5時まで受け付ける。なお、入札に関する質問にあっては個別に対応するが、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したものに関しては、メール又はホームページで通知する。

7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県総務部市町村課行政担当

(2) 提出期限 平成25年10月21日午後5時

(3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。

8 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁1号館4階総務事務センター会議室 宮崎市橋通東2丁目10番1号

(2) 日時 平成25年10月22日午後1時30分

9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

(1) 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
 (2) 予定価格の範囲で最低の価格で入札した者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

12 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総務部市町村課行政担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7116

13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
 (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the service required: Computer System for the basic residential registers, 1set
- (2) Time limit for tender: 5:00.p.m.21 October 2013
- (3) Contact point for the notice: General Affairs Department Section Municipal Affairs Division Miyazaki Prefectural Government, 2-10- 1 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8501 Japan. TEL: 0985-26-7116

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成25年9月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 落札に係る調達件名及び数量

普通科高校教育用コンピュータ貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県教育庁財務福利課 宮崎市橋通東1丁目9番10号

3 落札者を決定した日

平成25年7月5日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 株式会社学教 宮崎県宮崎市小松字受別府 218番地2

(2) 日通商事株式会社宮崎支店 宮崎県宮崎市広島2丁目5番10号

5 落札金額

45,309,600円

6 一般競争入札の公告を行った日

平成25年5月23日

監査委員公告

平成25年4月4日付けで提出した監査の結果に対して、宮崎県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年9月9日

宮崎県監査委員 宮本 尊

宮崎県監査委員 山口 博

宮崎県監査委員 横田 照夫

宮崎県監査委員 十屋 幸平

1 県の機関を対象とした定期監査

機関名	監査の結果	講じた措置
生活・協働・男女参画課	NPO等財政・運営基盤強化事業業務委託等について、契約書の作成が遅れているものが見受けられた。留意を要する。（注意事項）	今後は、委託事業に係る事務の進捗状況の管理を徹底し、適時適切に契約を締結するなど適正な事務処理に努める。
医療薬務課	宮崎県地域医療支援機構ウェブサイト運用及び広報誌制作業務委託等について、契約書の作成が大幅に遅れているものや	契約書の作成事務については、今後、遅れが生じないように、委託先と十分な連携のもとに速やかな事務処理を行い、適正な事務の執

	実施計画書が提出されていないものが見受けられた。留意を要する。(指摘事項)	行に努めることとした。 また、実施計画書については、監査後速やかに受理した。 今後、契約に基づく提出書類に漏れがないか確認を徹底するとともに、内部チェック体制を強化し、適正な契約事務の執行に努めることとした。			とした。
	医療施設耐震化促進事業費補助金の執行について、会計年度区分が適当でないものがあった。留意を要する。(注意事項)	今後、補助事業の進捗状況の管理を徹底するとともに、補助事業実施者と十分な協議を行い、財務規則に基づいた適正な事務処理に努めることとした。			過払となっている該当者から、該当月にあった非常勤職員費用弁償の戻入処理を直ちに行った。 今後、給与支給担当者による出勤簿の確認を徹底し、また、支出負担行為兼支出命令書に出勤簿を添付して上司によるチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。
障害福祉課	宮崎県市町村地域自殺対策緊急強化基金事業補助金等について、交付決定事務が遅れているものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)	すべての市町村の交付決定を同日付で処理していたが、今後、交付要件を満たした市町村から順に処理するとともに、事業計画の協議・精査等の交付決定事務を速やかに行うことで、事務が遅延することのないよう適正な処理に努めることとした。	高鍋保健所	非常勤職員の通勤費用について、過払となっているものがあった。善処を要する。(注意事項)	非常勤職員の出勤状況を確認し、費用弁償対象でない休暇分の過払の戻入処理を速やかに行った。 今後、非常勤職員の通勤費用を支出する際には、出勤日の確認として決裁時に、出勤簿と休暇処理簿を添付し上司と相互確認を行い、適正な事務処理を行うこととした。
衛生管理課	都城食肉衛生検査所等の特殊勤務手当について、過払となっているものがあった。善処を要する。(注意事項)	支給要件を満たさないものについては、直ちに戻入処理を行った。 今後、このようなことがないように内部のチェック体制の強化を図り、適正な事務処理に努めることとした。		旅費について、旅行雑費が重複して支給されているものが見受けられた。善処を要する。(注意事項)	重複して支給した旅行雑費の戻入処理を速やかに行った。 今後、同一日における複数の出張を確認するため、職員毎の日別一覧表を作成するとともに、旅費システムによる旅行命令書の決裁時に、公用車使用の旅行命令書を添付するようにし、適正な支払事務を行うこととした。
	食肉衛生検査所庁舎の時間外警備業務委託等について、契約書の作成が遅れているものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)	今後、業務委託については、業務の遅滞がないよう、必要な契約書の作成が行われているかを年度当初に複数の職員で点検し、再発防止を図ることとした。	木材利用技術センター	公の施設における機械設備の利用について、木材産業の振興に資するため広く利用に供するとされているが、企業や団体等の使用実績がなかった。開かれた試験研究施設として、利用向上に向けた取組が望まれる。(要望事項)	当センターにおける機械設備の利用については、ホームページにて広く紹介しているところであるが、企業や団体等が参加する会議等においても、積極的な利用を呼びかけ、利用促進を図ることとする。 また、その企業等の職員を対象とする機械設備操作研修会を開催し、利用しやすい体制を整える。
中央保健所	衛生害虫駆除業務委託等について、契約締結の期限内に契約していないものが見受けられた。留意を要する。(指摘事項)	今後、契約日が契約締結期限を超えないよう、財務規則等根拠法令について職員への周知徹底を図り、適正な契約事務を行うこととした。	工業技術センター	工業技術センター、食品開発センター及び機械技術センター手数料等について、証紙に消印が押されていないなど、証紙収納事務が適正に行われていないものが見受けられた。	証紙収納事務に当たっては、チェック体制の強化を行うことで消印漏れ等の再発防止の徹底を図ることとした。 今後は、「宮崎県収入証紙条例施行規則」等に基づ
都城保健所	捕獲犬の飼育管理手数料について、調定額の算定を誤り徴収不足となっているものがあった。善処を要する。(注意事項)	捕獲犬の飼育管理手数料の徴収不足について、直ちに納入通知書を当該犬の所有者に交付し、不足分を徴収した。 今後、各担当相互や上司によるチェック体制を強化し、再発防止に努めること			

	た。善処を要する。（指摘事項）	き、適正な事務処理に努める。	所	入印紙を収納しているものや証紙の消印の方法が適当でないものが見受けられた。善処を要する。（指摘事項）	務署に還付手続を行ってもらった。 建設業許可更新の申請については、収入証紙を貼付した上で再提出してもらった。 消印の方法が適当でないものについては、速やかに修正を行った。 今後は、決裁時のチェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。
児湯農 林振興 局	県営林地の土地建物賃付料について、調定額の算定を誤り徴収不足となっているものがあった。善処を要する。（注意事項）	不足分の賃付料については、追加徴収を行った。 今後は、電柱等設置事務取扱要領に従い適切な事務処理に努める。			
	狩猟者登録申請手数料について、証紙に消印が押されていないものが見受けられた。善処を要する。（注意事項）	消印の漏れがあった分については押印を行った。 今後は、宮崎県収入証紙条例施行規則等に基づき、申請書類を受理後、複数の職員で確認することを徹底し、適正な事務処理に努める。		都城北郷線平佐工区舗装打換工事について、工期変更に伴う契約保証の変更手続が行われていなかった。留意を要する。（注意事項）	設計書綴りの表紙裏や、変更予算執行何時の変更工期の欄に契約保証の内容を記載することにより、工期が変更になる場合は、契約保証の変更手続も必要であるかを確認できるようにした。 今後は、変更手続の漏れがないよう適正な事務処理に努める。
水産試 験場	臨時的任用職員の通勤費用について、支給不足となっているものがあった。善処を要する。（注意事項）	支給不足となっている通勤費用について、差額の追給を行った。 今後は、チェック体制の強化を図るとともに、関係通知に基づき適正な事務処理に努める。			
	清掃業務委託等について、契約書に定められた現場代理人及び作業員の通知がされていないものが見受けられた。 また、自家用電気工作物の保安管理業務委託等について、契約書に定められた監督員の指定及び受託者への通知が行われていないものが見受けられた。留意を要する。（注意事項）	直ちに受託者から未提出の通知を提出させるとともに、監督員の指定及び通知を受託者へ行った。 今後は、契約書の記載事項等の内容を十分に確認し、通知等の漏れがないよう適正な事務処理に努める。	日向土 木事務 所	河川敷占用料について、調定額の算定を誤り過徴収となっているものが見受けられた。善処を要する。（注意事項）	過徴収となっていた占用料（723円）については、返納済である。 今後は、自動計算（算定内訳を添付）と手計算による二重のチェックと複数職員による精査を行うことで、適正な調定に努める。
	水産試験場小林分場における警備業務委託等について、検査員が監督員を兼ねているものが見受けられた。留意を要する。（注意事項）	直ちに検査員を分場長に変更し、検査員が監督員を兼ねる状態を解消した。 今後は、財務規則の関係規定を十分に認識し、誤りがないよう適正な事務処理に努める。	中部港 湾事務 所	臨時的任用職員の賃金について、支給不足となっているものがあった。善処を要する。（注意事項）	支給不足の賃金については、当該職員に対し追給した。 今後は、臨時的任用職員の休暇処理簿のチェックを確実にし、適正な事務処理に努める。
管理課	証明手数料について、証紙の消印の方法が適当でないものが見受けられた。善処を要する。（注意事項）	証紙の消印の方法が適当でなかったものについては、直ちに宮崎県収入証紙条例施行規則に基づき修正処理を行った。 今後は、チェック体制を強化し再発防止に努め、適正な事務処理の徹底を図る。		旅費について、旅行雑費が重複して支給されているものが見受けられた。善処を要する。（注意事項）	当該案件に係る旅行雑費は、当該職員から戻入済みである。 今後は、このようなことのないよう内部のチェック体制の強化を図り、適正な事務処理に努める。
日南土 木事務	建設業許可更新申請手数料について、誤って収	誤って収納した収入印紙については、申請者より税	油津港 湾事務 所	準公金について、会計事務処理要領に基づく事務処理を行っていないものがあった。留意を要する。（注意事項）	宮崎県ポートセールス協議会油津委員会については、これまで宮崎県ポートセールス協議会が定めた会計事務処理要領の読替規定により、当該要領を準用して会計事務処理を行ってきたところである。 今回の指摘等を踏まえ、

		平成25年4月1日付けで宮崎県ポートセールス協議会油津委員会会計事務処理要領を制定した。 今後は、当該要領に基づく適正な会計事務処理と円滑な運営に努める。	ンター	学分析業務委託について、変更契約の手続が適当でなかった。留意を要する。(注意事項)	率を上回る金額で変更契約を行ったものである。 今後は、各担当相互によるチェック体制を強化し、適正な契約手続に努めることとした。
北部教育事務所	旅費について、自家用車利用時の車賃計算を誤り支給不足となっているものがあつた。善処を要する。(注意事項)	普通旅費について、在勤地内居住者自宅から在勤公署間の陸路分を誤って減額調整のうえ支給していたため、当該職員に対し減額調整分を追給した。(平成24年12月21日支給済) 今後は、職員が相互に確認を行うなどチェック体制を強化し、適正に執行する。	宮崎工業高等学校	日本スポーツ振興センター共済掛金について、財務規則に定められた領収証が交付されていないものや指定金融機関への払込みが遅れているものが散見された。留意を要する。(指摘事項)	今後は、財務規則に定められた領収証を交付し、徴収した現金は直ちに指定金融機関へ払い込むとともに、定期的に領収証の交付状況及び指定金融機関への現金の払込み状況の確認を行うなど、適正な会計処理に努めることとする。
美術館	図録販売等に伴う収納金について、指定金融機関への払込みが遅れているものが見受けられた。留意を要する。(指摘事項)	今後は、払込みの遅れが生じないように、現金取扱事務に係るチェック体制を強化し、関係通知に基づく取扱いを徹底することとした。	宮崎商業高等学校	準公金について、収入調書を作成せずに受入れを行っているなど、取扱いが適当でないものがあつた。留意を要する。(注意事項)	本件は、売店会計について、毎日受入れを行っているものの、収入調書の作成を金融機関に入金する月曜、水曜、金曜日毎に行っていたもの及び預金口座管理簿に登録していない口座があつたものである。 該当の口座は預金口座管理簿に登録した。 今後は、宮崎県教育委員会準公金等取扱規程に基づき、適正な管理及び取扱いを行うこととする。
	公衆電話委託手数料について、受入処理が適当でないものがあつた。善処を要する。(注意事項)	監査後、直ちに適正な受入処理を行うための事務手続を完了した。 今後は、公衆電話類設置事務取扱要領に基づき、適正な事務処理を行うこととした。	宮崎海洋高等学校	海事保安指導等業務委託について、契約書の作成が大幅に遅れていた。留意を要する。(指摘事項)	本件は、海事保安指導等業務委託において、4月に処理すべき契約事務が10月までなされていなかったものである。 今後は、財務規則等関係法令にのっとり適正に事務を執行するとともに、学校内におけるチェック体制の強化を図ることとする。
総合博物館	米良の民家茅葺き屋根修繕工事について、工期満了後に変更契約を締結していた。留意を要する。(注意事項)	本件は、米良の民家茅葺き屋根修繕工事において、当初の工事期間満了後に工事内容変更の契約を締結していたものである。 監査終了後に、変更契約の事務処理の手順と必要書類について再度確認を行った。	日南高等学校	旅費について、支払事実の確認をせず精算しているものがあつた。留意を要する。(注意事項)	本件は、職員の航空機利用に係る旅費について、旅行後精算時における領収書の確認が十分に行われていなかったものである。 監査指摘後、速やかに領収書の確認を行った。 今後は、旅費精算時のチェックを強化し、適正な事務処理に努める。
	自動火災報知器設備復旧工事等について、監督員の選任及び文書による通知が行われていないものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)	本件は、自動火災報知器設備復旧工事等において、監督員の選任と文書による通知を行っていなかったものである。 監査終了後、直ちに事務処理について確認を行った。 今後は、適切な事務処理を行うよう複数での確認体制を強化し、再発防止に努める。	日南振徳高等学校	日本スポーツ振興センター共済掛金について、指定金融機関への払込みが遅れているものが散見された。	今後は、共済掛金を収納した場合は、平成24年3月12日付け 295-1678総務部長・会計管理者通知に基づき、適切な会計処理に努め
埋蔵文化財センター	長野遺跡・舟川第2遺跡整理事業に係る自然科	本件は、変更契約の手続の際に、当初契約時の落札			

	また、調定日を誤っていた。留意を要する。（指摘事項）	ることとする。 また、調定日については、平成24年2月27日付け0550-1953スポーツ振興課長通知を再確認し、通知に従った処理を行い、適切な会計処理に努めることとする。		の払込みが遅れているものがあった。留意を要する。（指摘事項）	払込みが遅れないように、財務規則第44条第3項の規定に留意し、掛金徴収後、適正な時期に指定金融機関へ払い込むよう適正な会計処理に努めることとする。
	県立学校体育施設照明施設使用料について、証紙収納簿に登録する収納金額を誤っているものがあつた。善処を要する。（注意事項）	証紙収納簿の収入金額の誤りについては、直ちに訂正を行った。 今後は証紙収納簿に登録する際の確認と、証紙収納確認表での確認を徹底し、適切な会計処理に努めることとする。	延岡商業高等学校	旅費について、自家用車利用時の車賃計算を誤り過払となっているものがあつた。善処を要する。（注意事項）	本件は、職員の自家用車利用時の旅費について、旅行行程に変更が生じていたが、確認が十分に行われていなかったことにより、過払となつていたものである。 監査指摘後、速やかに旅費の戻入の手続を行った。 今後は、旅行行程に係るチェックを強化し、適正な事務処理に努める。
	物品購入について、年間の購入金額が多額であるにもかかわらず、定期的に同一業者と10万円未満の随意契約を行っているものが散見された。留意を要する。（注意事項）	本件は、印刷機のインク・マスターの購入について、定期的に同一業者と随意契約を行い購入していたのである。 今後は、年間単価契約による購入を行い、物品購入に係る事務処理を適正に行うこととする。	延岡星雲高等学校	高等学校入学料について、証紙に消印が押されていないものが散見された。善処を要する。（指摘事項）	本件は、高等学校入学料について、納付書に貼付された証紙に消印が漏れていたものである。 監査実施後直ちに、消印の押印を行った。 今後は、消印漏れがないよう、チェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。
小林高等学校	日本スポーツ振興センター共済掛金について、財務規則に定められた領収証が交付されていないものが散見された。 また、納入期限を誤っていた。留意を要する。（指摘事項）	財務規則及び日本スポーツ振興センター共済掛金についての通知文を再確認し、今後、共済掛金を収納した際には、財務規則に定められた領収証を交付し、さらに、納入期限についても慎重に確認するなど、適切な会計処理に努めることとする。		樹木剪定業務委託について、契約締結時に必要となる支出負担行為が行われていなかった。留意を要する。（指摘事項）	今後は、財務規則等関係法令にのっとり適正に事務を執行するとともに、学校内におけるチェック体制の強化を図ることとする。
	旅費について、自家用車利用時の車賃計算を誤り見受けられた。善処を要する。（注意事項）	本件は、職員の自家用車利用時の旅費について、旅行後精算時における行程距離の計測確認が十分に行われていなかったことにより、支給不足となつていたものである。 監査指摘後、速やかに旅費の追給の手続を行った。 今後は、旅費精算時のチェックを強化し、適正な事務処理に努める。		非常勤職員の報酬について、出勤簿が作成されていないものがあつた。留意を要する。（指摘事項）	本件は、非常勤職員の出勤簿を作成しておらず、業務実施記録簿のみを整備していたものである。 監査実施後、再度確認し、出勤簿の整理を行った。 今後は、人件費に係る事務について、適正な事務処理に努める。
高鍋農業高等学校	日本スポーツ振興センター共済掛金について、領収証番号が記載されていないなど、領収証の発行手続が適当でないものが散見された。 また、指定金融機関へ	振替不能による現金徴収分については、財務規則第44条第1項の規定に留意し、領収証は一連番号で整理、保管するよう適正な会計処理に努めることとする。 また、指定金融機関への		旅費について、旅行命令書が作成されていないものがあつた。留意を要する。（注意事項）	本件は、県以外の機関からの依頼により別途旅費が支給される出張について、職員の旅行命令書が作成されていなかったものである。 今後は、書類の整備を徹底し、適正な事務処理に努める。
			富島高等学校	日本スポーツ振興センター共済掛金について、指定金融機関への払込み	共済掛金の学校への振替が完了した後、直ちに共済掛金を指定金融機関へ払い

	が遅れているものがあつた。留意を要する。(指摘事項)	込むよう、担当者のみならず、事務部全体で把握し、払込みが遅れないよう注意喚起を行いながら、適正な会計処理に努めることとする。)	今後は、その紙面と証紙の彩紋にかけて消印を明瞭に押すこととした。
	扶養手当について、認定誤りにより過払となっているものがあつた。善処を要する。(指摘事項)	本件は、職員の扶養手当について、配偶者の所得要件に係る事後確認が十分に行われていなかったことにより、支給要件喪失の届出がされず過払となっていたものである。 監査指摘後、速やかに手当額の戻入手続を行った。 今後は、認定に係るチェックを強化し、事後確認を徹底することにより再発防止に努める。		旅費について、宿泊料調整の誤りにより過払となっているものがあつた。善処を要する。(注意事項)	本件は、担当者会議への出張において、食糧費を支出していたが、旅費の宿泊料の調整を行っていなかったものであり、平成25年1月25日に戻入手続を完了した。 今後は、食糧費の支出を伴う出張については、ダブルチェックを行うなど確認作業を徹底し、適切な処理を行うこととした。
高千穂高等学校	旅費について、旅行雑費が重複して支給されているものが見受けられた。善処を要する。(注意事項)	本件は、同一日に複数の旅行を行った職員の旅費について、旅行後精算時における確認が十分に行われていなかったことにより、旅行雑費が減額されていなかったものである。 監査指摘後、速やかに旅費の戻入の手続を行った。 今後は、旅費精算時のチェックを強化し、適正な事務処理に努める。		準公金について、収入調書を作成せずに受入れを行っているなど、取扱いが適当でないものが散見された。留意を要する。(注意事項)	本件は、市町村運営協議会で無線資格取得のための講習会を開催した時に、講習料を出納簿には記載していたが収入調書を作成していなかったものである。 今後は、入金した時には、必ず収入調書を作成の上、適切な取扱いを行うこととした。
児湯るびなす支援学校	特別支援学校医療的ケア実施事業委託について、契約額から減額する単価を誤っていた。留意を要する。(注意事項)	減額の誤りについて、契約相手方に説明を行った上で、契約額を適正な額に是正し、正当な額による契約変更を行った。 今後は、適切な事務処理を徹底するため、チェック体制の強化を図っていく。	東臼杵農林振興局	狩猟免許更新申請手数料について、証紙に消印が押されていないものが見受けられた。善処を要する。(注意事項)	消印の漏れがあつた分については押印を行った。 今後は、宮崎県収入証紙条例施行規則等に基づき、申請書類を受理後、複数の職員で確認することを徹底し、適正な事務処理に努める。
延岡しろやま支援学校	日本スポーツ振興センター共済掛金について、財務規則に定められた領収証が交付されていないものが散見された。留意を要する。(指摘事項)	財務規則及び日本スポーツ振興センター共済掛金についての通知文を事務室内で再確認し意思統一を図った。 今後は財務規則に定められた領収証による交付を行い、適正な会計処理に努めることとする。	総合博物館	公有財産使用料について、調定事務が遅れているものがあつた。留意を要する。(注意事項)	本件は、行政財産の目的外使用許可に係る使用料徴収事務において、調定期が適切でなかったものである。 監査終了後に、再度事務処理の手順について確認を行った。 今後は、適切な事務処理を行うよう職員の指導を徹底するとともに、チェック体制を強化し、再発防止に努める。
2 県の機関を対象とした随時監査					
消防保安課	危険物取扱者免状交付手数料等について、証紙の消印の方法が適当でないものが散見された。善処を要する。(指摘事項)	本件は、証紙の消印位置について、申請書紙面と証紙の彩紋にかけて消印が明瞭に押されていないこととした。	児湯るびなす支援学校	旅費について、自家用車利用時の車賃計算を誤り過払となっているものがあつた。善処を要する。(注意事項)	本件は、職員の自家用車利用時の旅費について、旅費支払時における行程の確認が十分に行われていなかったことにより、過払となっていたものである。

		<p>監査指摘後、速やかに旅費の戻入の手続を行った。 今後は、書類作成時のチェックを強化し、適正な事務処理に努める。</p>	
<p>宮崎病院</p>	<p>旅費について、自家用車利用時の車賃計算を誤り支給不足となっているものがあつた。善処を要する。（注意事項）</p>	<p>宿泊を伴わない2日間の旅行に際し、2日分を一つの行程として車賃を計算し、重ねて、通勤手当との調整を、平成24年4月に再測定された通勤距離によらずに従来の通勤距離により調整を行っていたため、支給不足が生じたものであり、指摘を受けて早速再計算の上不足分を追給した。 今後は、適正な事務処理に努める。</p>	